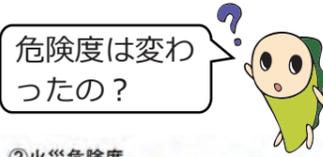


地震に関する地域危険度測定調査（第9回）の結果が公表されました

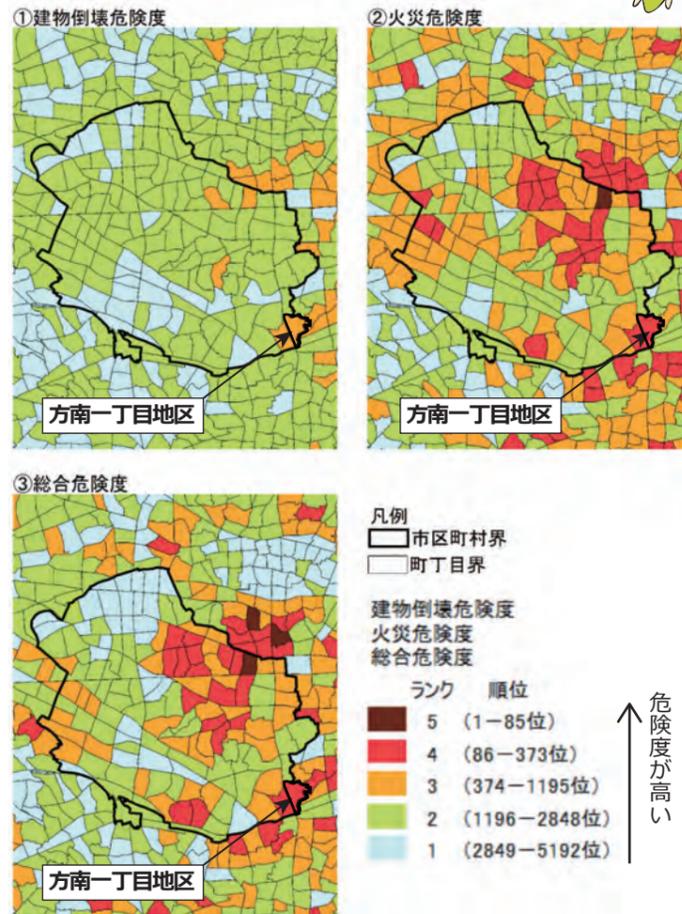


令和4年9月9日に、東京都震災対策条例に基づき東京都が概ね5年ごとに実施している「地震に関する地域危険度測定調査(第9回)」(※1)の結果が公表されました。

方南一丁目地区は、不燃化建て替えが進んだことにより、第8回と比べて危険量(※2)が減少し、総合危険度はランク5からランク4に改善しました。

	平成30年 第8回	令和4年 第9回		危険度 ランク
	危険量 (棟/ha)	危険量 (棟/ha)	順位	
建物倒壊危険度	3.86 → 3.16	1117	3	
火災危険度	8.14 → 3.08	139	4	
総合危険度	3.76 → 2.04	167	4	

※1 東京都「地震に関する地域危険度測定調査」掲載HP
https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/chousa_6/home.htm
 ※2 建物倒壊危険度の危険量：地震による1haあたりの建物倒壊棟数
 火災危険度の危険量：地震火災による1haあたりの全焼棟数
 総合危険度の危険量：建物倒壊危険量と火災危険量を合算し、災害時活動困難係数を乗じた数値



危険度が高い

郵便はがき

料金受取人払郵便 166-8701

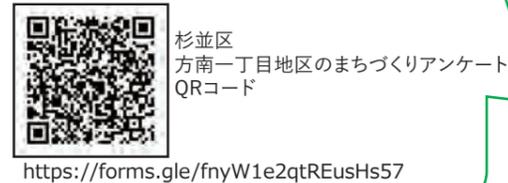
杉並局承認 (受取人) 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号 9627

差出有効期間 令和4年12月31日 杉並区役所 都市整備部 市街地整備課 不燃化推進係 行 まで (切手不要)

(裏面の設問に対する回答の理由や、その他ご意見がありましたら、ご自由にお書きください)

アンケートの回答方法

- ①オープンハウスへ持参する方、
- ②郵便ポストへ投函する方は、
〈切り取り線〉で左のハガキを切り取ってお使いください。
- ③WEB回答する方は、下記のURLまたはQRコードから、ご回答ください。



【お問い合わせ】
 杉並区都市整備部 市街地整備課 不燃化推進係
 電話：03-3312-2111 (内線) 3365・3366

方南一丁目地区 防災まちづくり通信 第12号



発行日：令和4年11月 発行：杉並区都市整備部市街地整備課不燃化推進係 編集協力：(株)都市環境研究所

方南一丁目地区の防災まちづくりオープンハウス(パネル展示)を開催します

杉並区では、令和4年7月に方南一丁目地区まちづくり検討会から「方南一丁目地区防災まちづくり構想」を受領し、まちづくり計画の策定と、防災まちづくりのルールや道路・公園整備の実現手法の検討を進めています。

検討にあたり、これまでの経緯やまちの状況などをパネルで展示し、来場した方に区の職員が情報提供や説明をしながら、住民の皆様と意見交換するオープンハウスを開催します。

開催時間中、いつでも、どなたでもご覧いただけます。ご都合のよい日時・会場にお気軽にお立ち寄りください。



オープンハウスの例 (平成28年阿佐ヶ谷オープンハウス)

●日時・会場

	日時	会場
第1回	12月1日(木) 15時から19時	方南図書館
第2回	12月2日(金) 10時から14時	方南図書館
第3回	12月3日(土) 10時から16時	方南区民集会所

12/3(土)は14時~16時まで建て替え相談会も同時開催



アンケートでご意見をお聞かせください

- 回答方法
- ①オープンハウスへ持参
 - ②郵便ポストへ投函(切手不要)
 - ③WEB回答

締切 ②③の場合は 12月5日(月)

アンケート回答をオープンハウスに持ってきてくださった方には、なみすけグッズをさしあげます。(数に限りがあります)



方南一丁目地区の防災まちづくりアンケート

このアンケートは、方南一丁目地区にお住まいの方、土地・建物をお持ちの方に、防災まちづくりに対するお考えやご希望をうかがい、まちづくり計画策定の参考とするものです。皆様のご協力をお願いします。

地区の課題

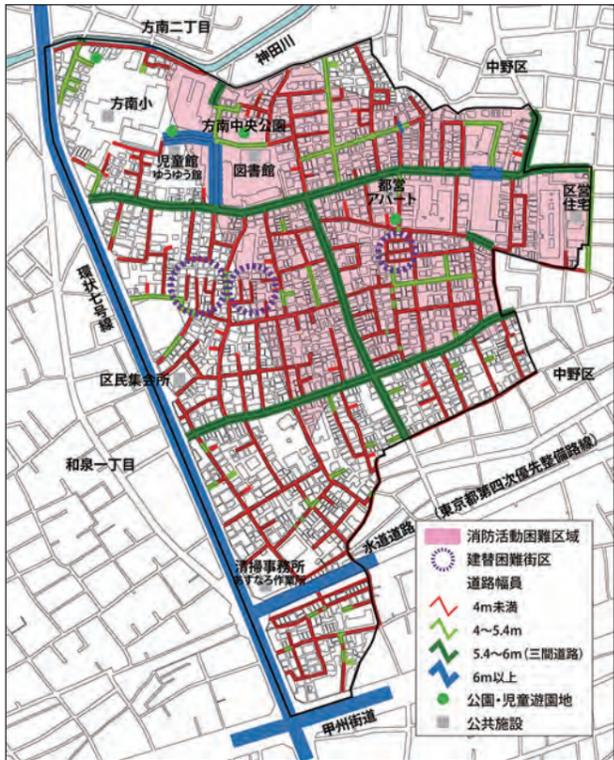
方南一丁目地区は、狭い道路が多く、木造家屋が密集し、地震に関する地域危険度が高いエリアです。なかでも、幅員の狭い道路は大規模な地震で建物や塀などの倒壊により道路が塞がり、安全な避難や消防活動できなくなる危険性があります。

特に、地区の北東側には、災害時の消防活動に問題があると想定される「消防活動困難区域」が広がっています。(左下の図参照)

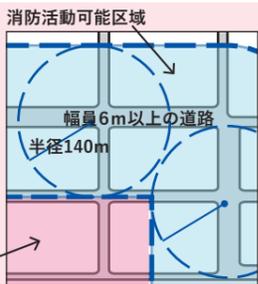
防災まちづくりの検討案

これまで進めてきた建物の不燃化建て替えに加えて、右下の図のような**防災生活道路**や避難場所となる**公園・広場の整備**、**建替困難箇所の改善**等を検討しています。

方南一丁目地区(課題概要図)

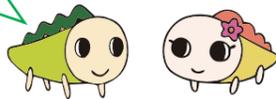


消防活動困難区域とは
消防車が円滑に通行し、活動できる幅員6m以上の道路から、半径140m(ホースが届く長さ)以上離れている区域のこと。



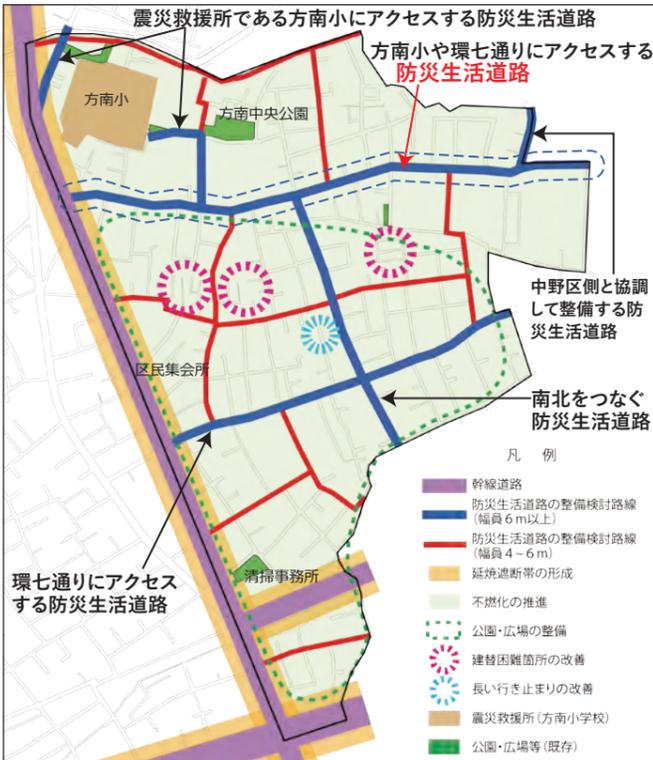
阪神淡路大震災で建物の倒壊で塞がった道路

右下の図の赤字の「**防災生活道路**」は、道路整備方針では**幅員9m**と位置づけられているよ。



方南一丁目地区まちづくり検討会では、「**幅9mよりも6mにして、早期実現するほうが良い**」という意見が出ていたね。(防災まちづくり通信第8号)

防災まちづくりの検討案(令和4年10月時点)



防災生活道路(幅員6m以上)
地震時の緊急車両の通行や、円滑な避難ができる骨格的な道路として、幅員6m以上の道路空間の確保と、沿道の建物の重点的な耐震・不燃化等を進めます。

道路整備方針とは
体系的な道路網の整備を計画的に行うために区が定めた、生活道路の体系的な整備方針です。

アンケート質問

以下の設問について、お考えに近い番号を選び、右下のはがきの【回答欄】に記入して、切り取ってご提出ください。

問1 防災生活道路(6m以上)の選定について、どう思いますか。(左下の図の青い道路)

- ①適当 ②不適當 ③その他

防災生活道路は、いざという時に地区のみんなが安全に避難ができた、緊急車両の通り道になるなど、**地区にとって生命線**になるんだよ。



問2 日常のうるおいを高め、安全で快適なまちにするため、建物の建て方などのルールを定めることができます。このようなルールを定めることについてどう思いますか。

【例】

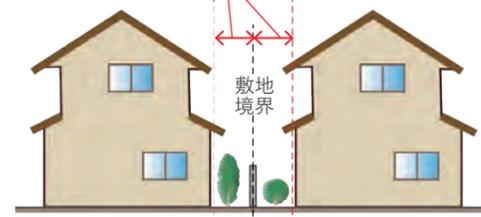
- 地震で倒れやすいブロック塀等を禁止するなどの垣・柵のルール
- 延焼の抑制や住環境の確保のため、住宅地の建物の隣棟間隔を確保するルール
- 環七通り・甲州街道の沿道や商店街で、建物の建て詰まりを防ぐため、敷地面積の最低限度を定めるルール(すでに住宅地には60㎡以上というルールあり)
- 環七通り・甲州街道の沿道や商店街で、風俗営業の立地を制限するルール

- ①必要 ②必要ない ③その他

ブロック塀の禁止など垣・柵のルール



建物の隣棟間隔を確保するためのルール



この他にもルールを定めることができるよ。詳しくは、オープンハウスで!



問3 本地区は、環七通りと甲州街道沿い以外は、低中層の戸建てと集合住宅が中心ですが、将来どのような街並みが望ましいですか。

⇒下の回答欄に、ご記入ください

問4 お住まいや土地・建物をお持ちの場所は、どこですか。番号でお答えください。

- ①方南1-1~17番
②方南1-18~45番
③方南1-46~53番



問5 問4でお答えの場所は防災生活道路沿いですか。

- ①防災生活道路沿い
②その他

問6 年齢を教えてください。番号でお答えください。

- ①10代 ②20代 ③30代 ④40代
①50代 ②60代 ③70代 ④80代以上

アンケート回答欄

問	質問内容	回答
問1	防災生活道路(幅員6m以上)の選定は適当か ③その他の場合は具体的にお書きください	
問2	建物の建て方などのルールは必要か ③その他の場合は具体的にお書きください	
問3	方南一丁目地区の将来望ましいと思う街並み	
問4	お住まいや土地・建物をお持ちの場所	
問5	防災生活道路沿いか	
問6	年齢	

切り取り線